

事例報告

合理的配慮のための建設的対話

しょうがい学生支援室長／経済学部教授 山田 康裕

2024年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（いわゆる、「改正障害者差別解消法」）が施行され、これまでから義務とされていたしょうがいしゃに対する不当な差別的取扱いの禁止に加え、全ての事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されるようになった。ここで合理的配慮とは、『障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの』であり、かつ『大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの』（文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会 第一次まとめ」4）をいう。本学では、当該義務化以前から合理的配慮の提供を行ってきており、支援対象者数も増加傾向にあったが、義務化を契機として一段と増加が加速している。このようななか、多くの悩ましい問題が生じている。本稿では、そのうちからいくつかを取り上げることにより、しょうがい学生支援の理解の一助となることを願っている。

まずは、学生側の問題からみていくことにしよう。合理的配慮が義務化されたことに伴い、「義務化」という言葉が独り歩きして、学生が希望した支援がすべて提供されるかのような誤解がないわけではない。しかしながら、学生の希望が全て叶えられるわけではなく、しょうがいによる困り事を丁寧に把握し、そのうえで支援案がまとめられ、それに基づいて科目担当教員が実際にどのような支援を行うかを決める。ここでは、学生側の希望と、大学側ができること・すべきことのすり合わせが行われ、適切な支援が模索される。すなわち、建設的対話（『障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い』（文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会 第三次まとめ」第4章、3））が行われるのである。したがって、支援対象者として認められただけでは支援を受けるには不十分であり、学生と教員が支援内容について対話を行うことが重要なのである。

また近年、支援対象者数が増加していることは上述のとおりであるが、とりわけ、発達しょうがいおよび精神しょうがい（両者が併存する場合も多い）が急増している。精神しょうがいでは対人不安のある学生の場合、遠隔受講が認められることもあるが、全ての科目について遠隔受講が可能なわけではなく、遠隔受講を行うにも教員の負担は大きい。また、先生方に自身のしょうがいの状況を把握していただくだけでも、比較的安心して受講できるようになるという学生もいる。したがって、精神しょうがいの学生が教

室で受講している場合も多く、なかには命に関わるような深刻な状態の学生もいるため、話す内容や話し方など学生への対応についてはご注意くださいようお願い申し上げます。

さらには、グループワークやグループディスカッションを行う授業において、同じグループの学生に支援対象学生の状況について理解してもらえるよう教員が説明する（あるいは本人が説明する機会を設ける）必要がある。しょうがいしゃと接するのが初めて、あるいは不慣れな学生もいることが十分想定され、説明は丁寧かつ具体的に行う必要がある。教員が説明する場合には、どのような説明をしてほしいのか支援対象学生と事前にはっきりと相談しておくをお願い申し上げます。

つぎに、教員側の問題についてみていこう。教員になりたての場合はいざ知らず、それぞれの先生方で教育スタイルや理念をおもちであろう。教歴が長いほど、確立された教育スタイルや理念をおもちのはずである。それらを変えるようにいわれた場合、抵抗を感じるのも無理はないと思われる。しかし問題なのは、その教育スタイルや理念が時代にあわなくなっている場合もあるということである。最近でこそ発達しょうがいも多くのメディアで取り上げられるようになってきたものの、一昔前までは一部の専門家の間でしか知られていなかった。発達しょうがいに かぎらず、しょうがい学生に対する合理的配慮といわれても、何をどのように行えばよいのか戸惑う教員も少なくないであろう。したがって先生方には、FDなどの機会をつうじて、しょうがい学生の支援について常に知識をアップデートしていただくようお願い申し上げます。これが、学生の学修機会の保障につながるとともに、学生との思わぬトラブルを回避する第一歩ともなるのである。

また教育的本質と合理的配慮の関係も悩ましい点である。そもそも、合理的配慮は教育的本質を変えない範囲で行われるべきものであり、成績評価に関していえば、成績評価方法はしょうがいの状況に応じて変えることは可能であっても成績評価基準は変えてはならない。たとえば、〇〇について理解することが教育的本質であると考えた場合、〇〇を理解していることが評価基準となり、その理解を試す方法として筆記試験に代替してレポート試験を用いることは可能である。そして、何を教育的本質として指定するかは、それぞれの教員および当該科目の設置主体である学部等に委ねられていることはいうまでもない。かかる理解を前提とした場合、座学中心の講義系科目では問題ないかもしれないが、語学や体育など実技を伴う科目においては話は単純ではない。たとえば発音やダンスをうまく行うことが教育的本質であり成績評価基準とした場合に、聴覚しょうがいや肢体不自由の学生が当該基準を満たすことは困難である。教育的本質は変えない以上、支援対象学生が当該基準を満たさず成績評価で（不合格ではないにせよ）低い評価になることは致し方ないことなのだろうか。あるいは、支援対象学生にとって公平な評価機会さえ与えられていないといわざるをえず、そのような教育的本質・評価基準の設定自体を考え直す必要があるのだろうか。

以上、しょうがい学生の支援について悩ましいことを紹介させていただいたが、これ

らはごく一部である。支援対象学生の困り事は千差万別であり、しょうがい名が同じであって困り事が異なることは頻繁におこりうる。したがって、学生一人一人の話をしっかりと聞き、学生の希望と大学・教員のできること・すべきこととをすり合わせ、落としどころを探っていく建設的対話がきわめて重要なのである。学期末の教員アンケートで、学期中に学生が支援について相談に来なかったため、結局、何も具体的な支援をできなかったというご意見もしばしば頂戴している。しょうがい学生支援室では、どのような支援が必要か教員と相談する建設的対話が支援提供の前提になることを支援対象学生に指導しており、教員に相談に行くことを促している。しかし、不安や失念といったしょうがいの特性によって教員に相談に行くことができない学生も多くいるのが現状である。このような学生に対しては、教員のほうから学生にお声がけいただいても差し支えはない。ただし、その際には、しょうがいを知られたくない学生もいるため、周囲に気付かれることがないように配慮をお願い申し上げたい。

やまだ やすひろ